

指名停止措置について

国土交通省が、令和7年1月31日に建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）に違反する行為を行っていたため営業停止の監督処分を行った、と発表した違反業者に対し、下記の通り指名停止措置を行いました。

■ 内 容

1 指名停止業者

（工事、物品・役務競争入札参加資格業者として登録あり）

パナソニック産機システムズ株式会社

パナソニック関東設備株式会社

パナソニックEWエンジニアリング株式会社

（工事競争入札参加資格業者として登録あり）

パナソニック環境エンジニアリング株式会社

2 指名停止期間

令和7年2月25日 ～ 令和7年3月24日 （1箇月間）



【問い合わせ】

総務部契約検査課契約担当

担当 井田

TEL 0277-45-0088（直通）